

議員意見	1. 議員報酬の本質について	2. 議員の仕事の特殊性について	3. 妥当と思われる議員報酬の金額	
			報酬額	理由
意見①	議員報酬は議員活動、議会活動に対して支払われるべきもの	<p>議員仕事は与えられた仕事を事務的におこなっていくわけではなく、住民の声を聞き、個人としてではなく住民の代表として判断をしていかなければならないという責任ある仕事だと考える。そのために以下のような点に配慮し仕事をおこなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村の事務執行について監視し、政策の効果を適切に評価する。 ・村の課題等について調査、研究を行い、政策立案や提言を行う。 ・住民の多様な意見を把握するための広報広聴 ・議員としての資質を向上のための自己研鑽 	28.6万円・ 24万円 (月額)	<p>住民等からの理解を得るためには、金額の多い少ないではなく、根拠となる理由が必要。その中で全国町村議会議長会が作成した「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き～住民福祉の向上を実現する町村議会のための条件整備～」にある議員活動日数/村長職務日数×村長給与は村政の両輪を担う議員としては妥当な計算方法ではと考える。</p> <p>自身の議員の活動日数を計算すると125日（1日8時間計算）となった。 【定例会78日・全員協議会3日・議運審議会等3日・住民との対話（集落懇談会、女団連、中学生議会）定例会のない月の議員活動40日（40時間×8ヶ月）】</p> <p>ただ、この計算でいくと 125（議員活動日数）/305（村長職務日数）×70万（村長給与）=28.6万 125（議員活動日数）/305（副村長職務日数）×58.8万（副村長給与）=24万と現状と比べるとかなりの高額になってしまうため、議員活動日数の見直しや、比較する対象が村長ではなく、それ以外の役職とするなどが必要。</p> <p>議員報酬を上げる、上げないの議論だけではなく、現状と同額だとしてもしっかりと住民に説明をし、理解をしてもらえる根拠を示していきたい。</p>
意見②	自治体としてのポリシーであり、「住民自治の根幹」である議会・議員を作動させるエネルギーである。議員報酬が低いほど無投票当選が多く、若者議員が少なく、公的年金受給者が多くなるのは周知の事実である。広範な民意を行政に反映させるため、どの世代からも議員となり、このエネルギーを受け取って、兼業でなく住民自治に専念させることが重要。	議員は日々、住民の幸せや自治体の有り様を考えることとなる。この呪縛からは逃れることができない。また、いかなる理由があろうとも公務を優先させなければならない。	208,400円 (月額)	<p>町村長の全国平均 (A) 717,845円 原村長 (B) 700,000円 (B) ÷ (A) = 0.975141</p> <p>町村議会議員の全国平均 (C) 213,726円 (C) × 0.975141 = 208,400円</p>

議員意見	1. 議員報酬の本質について	2. 議員の仕事の特殊性について	3. 妥当と思われる議員報酬の金額	
			報酬額	理由
意見③	<p>役務の対価であるため、住民福祉向上に寄与する。</p> <p>地方公共団体の意思決定機関であるため、議決権をはじめ多くの権限が与えられている。</p>	<p>上記意思決定機関のほか、議員個人資質向ため研究も同時に行う事が必要。</p> <p>定例会や全員協議会、委員会以外、活動する時間と場所が決まっている訳ではない。また、住民・議員共に生活の場が同じであり、議員としての活動なのか個人の活動なのか見えない現状もあると思うが、現場が同じ事で見えることもある。現場の課題を豊かであると思える暮らしにつなげる事が役割であると思っている。活動が見えない事もあるかと思うが、そのための議会改革であり、広報・広聴活動である。議会の活動を見える化し、課題解決、決定までの議論を伝えることで、村の現状と変わって行くことについて伝える役割がある。住民の意思を社会情勢も踏まえて反映させることが役割である。</p> <p>一方、村長は現場に出ることもできると思うが、村内外との関係を踏まえて自治体経営を行わなければならぬ。常に住民と共る議会と村長、両方が切磋琢磨し、住民福祉を向上させる責務がある。</p>	現状又は全員同額（予算額を定数で割れば良い）とする	<p>現状の理由：現状でも、報酬・期末手当・費用弁償、年間を月で割ると月額27万円くらいの額となる。</p> <p>全員同額の理由：議員平等・対等の原則がある。（以下具体的な理由）の原則がある。</p> <p>(1) 特別委員会の役割が大きくなっていること。</p> <p>特別委員会を設置することで、委員長負担も少なくなっている。</p> <p>(2) 全員協議会を、正式の会議の場としたことで、費用弁償も支給され、多くの課題を全員協議会で議論して解決している。議長・副議長も少なくなっている。</p> <p>(3) 基本額を同額で設定（期末手当はできる規定なのでやめる）し、政務活動費の支給を行う。</p> <p>(質問) 村長から議会の意見をまとめて欲しいと言われていていると聞いている。どのようにまとめて議会の意見とするか。また、議会意見が資料として使われる事があるのか。</p> <p>(意見) 議会は、住民の意見を踏まえて、議会が責任を持って意思決定すべきだと考える。</p>
意見④	<p>責任をもって行動し、住民の意見を分け隔てなく聞くという部分において専門性、適格性等が必要だと思う。</p> <p>また、学習する意欲も必要。</p>	<p>大変な面という部分では、公職であること。</p> <p>昼夜土日の制限がない。</p> <p>公私の境が曖昧。</p>	200,000円弱 (月額)	<p>県内類似町村との比較の中で妥当。</p> <p>村長報酬に比較した場合。</p>
意見⑤	<p>議員報酬の性格は給与とは異なり、役務の対価。役務とされる議員・議会活動（日数・時間）が増えれば、その対価である報酬は増えて然るべき。</p>	<p>・議員は単なる勤め人ではない。村の将来像を常に考え見据えて、住民目線に立ち日々の暮らしや村の動き・事案などを見ながら、常に住民の声を聴き、課題などあれば共に悩み、考え、解決に向けて検討し、その声を村政にぶつけ反映させていく、極論を言えば毎日が議員活動。</p>	183,000円 (月額) (現状維持)	<p>上記金額とした理由</p> <p>自身の議員・議会活動日数は、115～120日（1日8時間の計算）で、見えてない活動時間も含む。</p> <p>・年収額（期末手当含む）\div 120日 = 25,583円（日当換算） 25,583円\div 8時間 = 3,197円（時給換算）</p> <p>・議員のなり手不足は現状ではない（自らが立候補し選挙で選ばれている）</p>

議員意見	1. 議員報酬の本質について	2. 議員の仕事の特殊性について	3. 妥当と思われる議員報酬の金額	
			報酬額	理由
意見⑥	議員活動に対して払われる対価	<p>明らかに対価が支払われるべき議員活動（以下、便宜上公務と記す）とそれ以外の公務的な活動があり、報酬の対象となる議員活動の範囲の明確化が難しいところ。</p> <p>定例会、委員会、全員協議会、議員派遣などの公務以外にも議会主催の研修会や住民懇談会、住民からの相談受付、各種団体・村主催の行事への出席など住民や村から求められている公務的な議員活動は数多い。また、公務・公務的な活動を行うための調査・研究に充てる時間も少なくない。</p> <p>私自身は、上記の活動は公の為に働く議員として必要な活動であり、議員報酬を検討するにあたっては、この特殊性を考慮すべきと考える。そのために、原村議会として議員活動とは何かを明確にするべきだと思う。</p>	現状維持	<p>議員報酬を議員活動に対して払われる対価として考えているので原村議会として議員活動の範囲が明確になっていないので、上げ下げの判断ができないため。</p> <p>議会基本条例などで議員活動の範囲を明確し、その仕事量に対し、どの程度の報酬がふさわしいかを検討すべきと考える。</p> <p>全員協議会において、報酬の見直しをすることで、議員のなり手不足解消や若い世代が参加できる環境づくりの必要性の話が出たが、漠然としたイメージだけでなく、データの検証も行っていただきたい。独自でまとめたデータでは、決して議員報酬だけで解決できることではないように思えた。</p>
意見⑦	<p>報酬は生活給ではないことは明らかである。役務の対価。</p> <p>報酬が低いので選挙にならないは議会視点であり本質は別にもある。</p> <p>立候補するにあたり議会の内容、報酬について知った上で出馬表明して当然であり第三者からの提出なら良いが議員として、多い少ないの議論はどうか</p>	<p>議員、議会活動を行う中で住民意見を聴き行政に反映させるのは職務。</p> <p>調査研究に時間を割くのも議員としての役割であり、専門的知識内容を広く知り、政策提案に結びつけることが議員の役割。</p>	現状維持	<p>平成16年に議員報酬及び特別職の減額は、合併議論からなるものであり村は独自路線を取るに当たり減額を決定した。その事は解決に至っているとは思えない。今後、執行部の試算通り人口減少社会になれば税収入も減る事長野県の村議会中原村議会の報酬は必ずしも低くない。</p> <p>他村の議員に確認する中で議論はあったが報酬改正はしないところが多い</p> <p>議員活動をしっかりやって貰うには、（若い議員にも頑張って貰うためには）報酬UPも已む得ないという意見も合った。</p> <p>立候補者減を心配するならば、生活給レベル（勤労者世帯世帯主平均賃金）の310,000/月迄位に上げなければ魅力ある報酬にはならず、議員のなり手不足解消には繋がらない。</p> <p>住民意見を聴く必要がある。</p>
意見⑧	<p>①労力・拘束に対する対価性</p> <p>②一定程度の生活保障による身分保障</p> <p>③議員活動の必要経費の補填</p>	<p>①先約があっても急に公務が入ればそちらが優先となる、目に見えない拘束（時間）</p> <p>②会議や行事、住民からの要望は曜日時間帯を問わない。時間的に公私の区分が付けにくく、確たる休みがない</p> <p>③公務の日数にはカウントされないが、自宅での準備作業に相当程度時間を割く必要がある</p>	198,000円	<p>①前回の見直しで減額した分</p> <p>②議員定数が少ないこと</p> <p>③必要経費や物価上昇分</p> <p>これらを考慮して頂きたい</p>

議員意見	1. 議員報酬の本質について	2. 議員の仕事の特殊性について	3. 妥当と思われる議員報酬の金額	
			報酬額	理由
意見⑨	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬とは、業務を委託されて対価として支払われるものであり、給料とは違う。 ・村議は、仕事ではあるが、職業ではない。(議員だけでは生活が成り立たない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員は、選挙で選ばれた住民の代表であり、議会では合議制なので、1/11の意思表示ができる。しかし意思表示をするときに、投票してくれた全ての人の意見を聞くこと反映することは困難であり、そこまで求められていない。委任されていると理解している。 	現状でよい	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県の順位では、人口総数43位(全国1,590位)、議員報酬37位(全国1,507位)で、特に低いわけでもない。 ・原村で議員のなり手不足は、現状ではない。 ・議員以外の活動(一部事務組合、審議会等)、他の非常職の報酬との兼ね合いもあり、議員報酬だけを取り上げての議論は、容易ではない。 ・議員以外の住民から問題提議された事がない。
意見⑩	<p>時代に合った見直しをするべし、人口等の規模を参考にす。無投票を避けるためにも生活の保証になる額が必要。</p>	<p>年4回の定例議会の他、常日頃からそれぞれの政治活動に携わり地域の発展や福祉の向上等、安全で幸せな社会づくりに寄与する。</p> <p>従業員のよう勤務時間は規定されていない。</p>	アップ 15,000円 (月額)	<p>○報酬額 アップ 15,000円(月額)</p> <p>議員 198,000円(月額)</p> <p>常任委員長 209,000円(月額)</p> <p>副議長 216,000円(月額)</p> <p>議長 274,000円(月額)</p> <p>前回平成16年にそれぞれ、議長8,000円から議員3,000円下げてあるが、今回はその復活と、協議された政務活動費1万円の増。また、新たに必要になった、選挙時の供託金15万円にも配慮し、一律で月額15,000円増加とした試算です。</p>
意見⑪	<ol style="list-style-type: none"> 1、住民の選挙により住民の代表として村政にあたる。 2、議会の機能①議決機能 ②監視機能 ③提言機能 にあたる。 3、諏訪広域連合議会をはじめとした5つの組合議会に参加。 4、村の多くの審議会、委員として村政に参加。 	<ol style="list-style-type: none"> 1、住民の意志を把握するために住民との相談、懇談会、説明会を実施、さらに調査研究を行い、住民の福祉向上のために村政に反映させる活動を行う。 2、原村議は専門職の議員として通年、村政にあたる。 	198,000円 (月額)	<ol style="list-style-type: none"> 1、平成8年に改正以来26間上昇していない。平成16年にはさらに減額、(議員月額18万3000円)している。 2、現行18万3000円+16年減額分+調査研究、事務費等1万2000円 3、全国に比し長野県は低額報酬。 4、議員報酬は首長の3割が適当。 5、現行報酬では生活をするのに不足。 6、議員のなり手不足を招く恐れが十分にある。特に若い年代では魅力ある報酬ではない。